

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：山形県川西町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.20%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.50%
全職員	88.20%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	
本庁課長相当職	106.10%
本庁課長補佐相当職	102.90%
本庁係長相当職	107.80%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	113.80%
31～35年	95.40%
26～30年	90.20%
21～25年	97.70%
16～20年	95.30%
11～15年	94.20%
6～10年	72.10%
1～5年	100.10%

【説明欄】

(1) 任期の定めのない常勤職員以外の職員で男女の給与の差異が大きいのは、当該職員のうち、女性職員の多くは幼児施設等に勤務する、勤務時間の短い会計年度任用職員であることが要因と考えられる。
(2) 役職段階別で男女の給与の差異が大きいのは、女性職員の居住地が比較的遠方であるため、通勤手当の支給額に差があること、役職段階の年齢層が、男性職員に比較し、女性職員の年齢層が高いために給料月額が高い水準であることが考えられる。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。